

## 下限面積(別段の面積)の設定について

令和 4 年6月10日

今年度の下限面積(別段の面積)について以下のとおり設定します。

[ 1 ] 下限面積の設定について

- 50アール(大網白里市全域)

[ 2 ] 別段面積の設定について

- 設定しないこととする

[ 3 ] 別段面積を設定しない理由

(ア) 農地法施行規則第17条第1項の適用について

- 別段面積を50アール未満に設定しようとした場合、50アール未満の対象農家戸数が全体の40%未満となるため、基準を満たしておらず、下限面積の設定が出来ないため。

(イ) 農地法施行規則第17条第2項の適用について

- 本市の遊休農地率は1.54%と低い現状であり、農地の利用集積も進んでいるため。

[ 4 ] 参考

(ア) 地区別農業経営体割合数について

- 大網白里市を営農条件がおおむね同一と認められる地域の3地区に分け、各地区別の経営耕地面積規模に対する農業経営体の割合(累計)を算出すると下記表のとおりとなります。

|       | 30アール未満 | 30アール以上<br>50アール未満 | 50アール以上 |
|-------|---------|--------------------|---------|
| 大網白里市 | 2.17%   | 6.36%              | 91.47%  |
|       | 8.53%   |                    |         |
| 大網地区  | 1.48%   | 9.26%              | 89.26%  |
| 増穂地区  | 1.29%   | 3.87%              | 94.84%  |
| 白里地区  | 3.64%   | 4.55%              | 91.81%  |

(※農業経営体の数値は、2020年農林業センサスによる。)

(イ) 市内における遊休農地の割合について

| 管内農地面積  | 遊休農地面積  | 遊休農地の割合 |
|---------|---------|---------|
| 1,569ha | 24.21ha | 1.54%   |

(※管内農地面積は、2020年農林業センサス及び令和2年千葉県荒廃農地調査結果による。)